

下川町自治基本条例（仮称）策定検討町民会議設置要綱

（設置）

第1条 下川町におけるまちづくりの基本理念、自治体運営に関する基本的な制度や仕組みを定める条例のあり方を検討するため、下川町自治基本条例（仮称）策定検討町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 町民会議は、下川町自治基本条例（仮称）のあり方に関する事項について調査審議する。

（委員）

第3条 町民会議は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、公募及び町の地域特性について識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、条例制定までとする。

（会長及び副会長）

第5条 町民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 町民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、町民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 町民会議の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に必要な事項は、委員の協議により会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。